

## 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や、豪雪法に基づく特別措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであります。

しかし近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による、雪の降り方の変化に直面しています。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等の除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生しました。また、関越自動車道において大規模な交通渋滞が発生し、身体の不調等で救急搬送される方々が出た事などは、記憶に新しい事と思います。

前段の通り、昨今の異常豪雪により、多くの課題が明らかになりました。

このように豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。

したがって下記のとおり、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施して頂きますよう、ここに強く要望いたします。

### 記

- 1 特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講じて頂くと共に、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など、豪雪地帯特有の問題に対して、

交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

小千谷市議会議長 本田 剛

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、  
国土交通大臣、環境大臣